教職第282号

令和４年６月28日

ふるさと振興部学事振興課総括課長　様

教育委員会教育長

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則について（通知）

このことについて、岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則を定めましたので通知します。

つきましては、貴所管の私立学校等へ周知くださいますようお願いします。

記

１　改正の趣旨

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部改正及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）の廃止に伴い、教員免許状の更新等に係る規定を削るとともに、併せて所要の整備をするもの。

２　改正の内容

（１）岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第１号）の一部改正

ア　教員免許状の更新等に係る規定を削ること。（第８条第５項、第９条第２項、第13条第７項、第23条～第25条関係）

イ　様式中「有効期間満了の日」の記載を削ること。（様式第１号関係）

ウ　その他所要の整備をすること。（目次、第８条第２項、第９条第１項、第16条～第18条、第26条～第33条関係）

（２）教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号）の廃止

３　施行日

　　令和４年７月１日

担当：教職員課免許担当　姉帯

TEL 019-629-6124 FAX 019-629-6134